

(仮訳)

2003年4月25日

日 本

化学兵器禁止条約運用検討会議：中国遺棄化学兵器問題

1. 体制

- 1.1 中国遺棄化学兵器問題に関する日中間の協議は、化学兵器禁止条約（CWC）発効を前にした1996年頃から本格化し、97年には日中政府の担当課長級の協議機関である日中共同作業グループが発足した。更に、99年には日中共同作業グループの下に日中専門家会合が設立され、月1回のペースで遺棄化学兵器処理の技術的・実務的事項につき協議を行っている。
- 1.2 我が国は、遺棄化学兵器の廃棄という前例のない課題に政府全体として取り組むため、内閣府に遺棄化学兵器処理担当室を発足させた。中国政府も、外交部に在華遺棄化学兵器問題弁公室を設置した。

2. 調査・発掘・回収事業の現状

- 2.1 我が国は、中国遺棄化学兵器の現状を把握するため、1991年からこれまでの間に中国各地で計23回の現地調査を実施した。また、中国の協力を得て、これまでに黒龍江省北安市、江蘇省南京市及び黒龍江省孫呉県において発掘・回収事業を実施した。これまでに回収された化学兵器は、中国国内の一時保管庫に保管されている。
- 2.2 最大の埋設地点である吉林省敦化市のハルバ嶺地区は、冬季の厳しい気候や既存の道路から離れていることなどから、発掘・回収のため大規模なインフラ整備が必要である。昨年10月、アクセス道路の建設を終えたところである。

3. 査察の受入れ

我が国及び中国は、CWCの規定に従い、申告した遺棄化学兵器保管庫への化学兵器禁止機関（OPCW）技術事務局（TS）の冒頭査察を8回受け入れた。さらに、密封梱包する前の砲弾を見たいとのTSの要望にかんがみ、発掘・改修作業中の、即ち申告前の査察も3回受入れている。我が国は、これらの査察の受入れが、中国遺棄化学兵器廃棄事業の透明性確保に

寄与していると考える。

4. 中国遺棄化学兵器の特性

中国遺棄化学兵器は、戦後数十年間地中に埋設されていたことなどから、通常の化学兵器には見られない以下のような特徴を持っている。

- (a) 腐食が激しく、変形しているものもあり、砲弾の分解などを容易に行うことができない。
- (b) 口径や種類が違う砲弾が混在しており、これらを的確に処理する技術と施設が必要になる。

さらに、旧日本軍の遺棄化学兵器に特有な問題として以下が挙げられる。

- (c) ルイサイト、ジフェニルシアノアルシン、ジフェニルクロロアルシンを含む化学兵器は、処理する際に砒素化合物が発生するので、これを確実に捕集することが重要である。捕集された砒素化合物の安全な再利用方法を検討中である。
- (d) 砲弾・爆弾の伝火薬または炸薬として使われているピクリン酸が、爆発感度の高いピクリン酸塩を形成している可能性があり、これを安全に処理する必要がある。

5. 廃棄に向けた準備

5.1 我が国は、我が国国内の比較的少ない数の老朽化した化学兵器の処理を行った例はあるが、大量の化学兵器処理を行った経験がない。このため、我が国は、老朽化した化学兵器を含む大量の化学兵器処理の経験を持つ他の諸国からの情報収集に努めてきている。また、中国遺棄化学兵器に含まれる化学剤の分析、処理技術の有効性や安全、環境問題に関する実証試験を幅広く行っている。

5.2 こうした分析、実験などの結果を踏まえ、本年4月までに、日中の専門家間で、遺棄化学兵器処理に当たって使用する処理技術の選定について合意が得られた。また、処理施設の立地場所についても、日中共同の実地調査を実施し、ハルバ嶺近辺とすることで基本的合意が得られ、更に処理に当たって必要となる環境基準についても、日中専門家間で協議が進められている。

6. 条約の規定との関係

6.1 上述のような中国遺棄化学兵器の特性にかんがみ、我が国としては、

条約第4条並びに同条の規定に基づく化学兵器の廃棄及びその検証に係る検証附属書第4部（A）の規定の中国遺棄化学兵器への適用は、通常の化学兵器に比べ柔軟たり得ると考える。

6.2 例えば、中国遺棄化学兵器の場合、これまで日中間で協力し、調査と発掘・回収を進めているが、まだ多数の化学兵器が埋設状態にあり、今後も、現在判明している地点以外で新たに化学兵器が発見される可能性がある。このため、本件遺棄化学兵器の処理に通常の化学兵器と同様の詳細かつ段階ごとの廃棄期限を設定することは難しい。

6.3 上記4. の中国遺棄化学兵器の状態から判断すると、これらが実際の兵器として使用される可能性は非常に低いと考えられる。これにかんがみ、我が国としては、本件遺棄化学兵器の廃棄の検証は、さらなる検証活動の向上と最適化のため、透明性を損なわない範囲で合理化できるものとする。

6.4 処理技術に関する合意を受け、遺棄化学兵器の廃棄開始へ向け日中間で準備が本格化しつつある。我が国は、引き続き中国と密接に協力しつつ、一日も早い遺棄化学兵器の廃棄完了を目指し、最大限努力していく考えである。

7. 協力と支援

7.1 90年から中国遺棄化学兵器問題に関する日中間の協議が開始されたが、その後、遺棄化学兵器の安全な廃棄という共同目標を目指した両国間の不断の協議と、発掘・回収事業など共同の作業を通じ、ここ数年両国関係者間の相互理解と協力は大きく強化されている。中国の協力に感謝したい。

7.2 同時に、CWCの下、廃棄事業の透明性確保に向けたTSの協力に感謝する。また、技術情報の共有など、他の締約国によるこれまでの協力に感謝するとともに、今後とも協力をお願いしたい。

7.3 我が国としては、今後遺棄化学兵器の処理が軌道に乗ってきた時点で、遺棄化学兵器処理に関する経験について、広く締約国諸国と共有していきたい。